

# 「子育てママ」女性ジョブセンター

## オープン前 記念セミナー

10月に開設する「こうとう若者・女性ジョブセンター」のオープンに先駆け、記念セミナーを実施します。

【若者(39歳以下)向け】

【時】9月29日(火)午前10時～正午(受付午前9時半～)

【人】就職・転職を希望する39歳以下の方30人(申込順)

【内】モチベーション、コミュニケーションセミナー

【師】齋藤ただし(研修トレーナー兼キャリアカウンセラー)

【時】9月25日(金)午前10時～正午(受付午前9時半～)

【人】就職・転職を希望する女性30人(申込順)

【内】自分を魅せる!ビジネスマナー&印象力UP講座

【師】内海典子(就職セミナー講師)

【企業向け】

【時】9月29日(火)午後1時半～3時半(受付午後1時～)

【人】新卒および中途採用を検討する区内中小企業の経営者および

【師】新卒および中途採用を検討する区内中小企業の経営者および

【時】9月20日(日)～26日(土)は

動物愛護週間です。この機会に、

私たちが飼っている動物、身近にいる動物たちについて、考えてみましょう。

### 動物は正しく終生飼育

動物を飼育する場合は、その習性や生理をよく理解し、愛情を持って終生飼育する責任があります。犬を飼う場合は必ず飼いの登録をし、健康管理に気を配りましょう。また、狂犬病の予防注射を年1回(4月～6月)必ず受けさせましょう。

### 去勢・不妊手術

繁殖を望まない場合は施しましょう。去勢・不妊手術をするに性質がおとなしくなり、扱いやすくなるなどのメリットがあ

び人事企画担当者30人(申込順 ※1社につき2人まで)

【人】人材募集・採用時の実務と法律知識

【師】佐川陽子(佐川社会保険労務士事務所所長)

【時】9月25日(金)午前10時～正午(受付午前9時半～)

【人】就職・転職を希望する女性30人(申込順)

【内】自分を魅せる!ビジネスマナー&印象力UP講座

【師】内海典子(就職セミナー講師)

【企業向け】

【時】9月29日(火)午後1時半～3時半(受付午後1時～)

【人】新卒および中途採用を検討する区内中小企業の経営者および

【師】新卒および中途採用を検討する区内中小企業の経営者および

【時】9月20日(日)～26日(土)は

動物愛護週間です。この機会に、

私たちが飼っている動物、身近にいる動物たちについて、考えてみましょう。

動物は正しく終生飼育

動物を飼育する場合は、その習性や生理をよく理解し、愛情を持って終生飼育する責任があります。犬を飼う場合は必ず飼いの登録をし、健康管理に気を配りましょう。また、狂犬病の予防注射を年1回(4月～6月)必ず受けさせましょう。

去勢・不妊手術

繁殖を望まない場合は施しましょう。去勢・不妊手術をするに性質がおとなしくなり、扱いやすくなるなどのメリットがあ

## マザーズ再就職支援セミナー

### 子育てママの再就職準備講座

出産などを機に退職した方で、育児をしながら就労を希望する女性を対象に、「育児と仕事の両立」を目指すセミナーです。再就職に必要な心構えや働くための準備チェック、就職活動のスケジュールや進め方などの情報を講義形式で提供します。

【時】10月21日(水)・22日(木)午後2時～4時(全2回)

【場】総合市民センター(大島4-5-1)

【人】育児と仕事の両立を目指す方で、両日とも参加できる方25人(申込順)

【費】無料

【内】就職活動の始め方、子育てママへのエール、これぞ

【時】9月15日(火)から電話で

【場】ハローワーク木場マザーズコーナー(船堀ワークプラザ内)

【時】5659)8612

## 高齢者世帯への民間賃貸住宅あっせん

### 10月は窓口相談日を火・木曜に増設

区では毎週火曜に、住宅に困りの高齢者世帯の方を対象に、不動産団体の会員(不動産屋さん)が相談窓口で民間賃貸アパートや賃貸マンションの空き室情報をご案内しています。

国が定める10月の「住生活月間」にあわせて、区では10月の第2から第5木曜まで毎週木曜にも相談窓口を臨時開設します。

この窓口では建替え等により転居を求められている方や、区外から江東区内に住む親族の近くに転居先を求めの方等から、希望するお部屋の条件を聞き、空き室の情報を提供します。

希望に合う部屋があれば、空き室を見るなどし、条件が合えば契約していただきます。

【時】毎週火曜および10月8日・15日・22日・29日(木)の午後1時～4時(予約制※随時受付中)

【場】住宅課(区役所5階2番窓口隣)

【人】区内在住で65歳以上の一人暮らしで自分で日常生活が可能な方、または65歳以上の方を含む60歳以上の自分で日常生活が可能な方で構成する世帯

【相談員】江東区居住支援協議会(宅地建物取引主任者)

【電話】住宅課住宅指導係

【時】(3647)9473

【時】(3647)9473

【時】(3647)9473

【時】(3647)9473

【時】(3647)9473

## 人権週間をむけて②

### 障害者差別の解消に向けて

障害者差別解消法が平成28年4月に施行

電車やバスに乗っていると、車いすを利用する人や、白い杖を持った視覚障害のある人を見かけることも多いと思います。他にもお店や職場、学校など、さまざまな場所で障害のある人となない人が共に社会生活を営んでいます。

しかし、一方では障害のある人に対する心ない差別や、さまざまな社会的障壁が今も多く残されています。こうした差別や社会的障壁の解消を推進するために制定されたのが、平成28年4月に施行される「障害者差別解消法(障害者差別解消法)」です。

障害者差別解消法はどんな法律?

国の行政機関、地方公共団体、民間事業者などが主な対象で、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」の禁止、社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」をすることなどを求めています。

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したりするような行いは、「不当な差別的取扱い」にあたります。

例えば、車いすを利用しているという理由で入店を断られた、障害を理由にアパートを貸してもらえなかったなどが該当します。

「合理的配慮」とは、障害のある人が、社会生活で受けるさまざまな制限をまたらす社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

具体的には、駅で車いす利用者の手助けをする、聴覚障害のある人には筆談をする、視覚障害のある人にはメニューを読み上げるなどが挙げられます。

一人ひとりの理解が重要

この法律は、障害があってもなくても、だれもが分けへだてなくお互いを尊重し、安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目指しています。

この共生社会を実現するためには、皆さんの理解が重要です。職場や学校、地域で、障害のある人のために何ができるのかを考えてみましょう。

【障害者差別解消法に関する問合せ先】

障害者支援課推進係

【時】(3647)4749

【時】(3647)1164

【時】(3647)1164